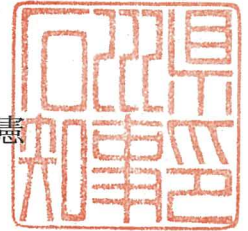




河 第 1 2 8 9 号
平成 2 8 年 2 月 2 9 日

北陸地方整備局長 様

石川県知事 谷本 正憲



梯川水系河川整備計画（案）について（回答）

平成 27 年 11 月 11 日付け国北整河計第 58 号で意見照会のありました標記の件については、下記の意見を付して同意します。

記

- 1 前川、八丁川、鍋谷川、仏大寺川、滓上川においては、本川と一体となって整備が必要となる合流点の処理について別途協議すること。
- 2 河川整備にあたっては、既得水利権、農業用施設及び生息生物に支障のないよう十分配慮すること。
- 3 埋蔵文化財に関する教育長からの意見については、別添のとおりです。
- 4 関係市長の意見については、別添のとおりです。

【事務担当】

土木部河川課河川計画 G

電話 076-225-1737

教 文 第 2 3 1 4 号

平 成 2 7 年 1 2 月 4 日

土 木 部 長 様

教 育 長

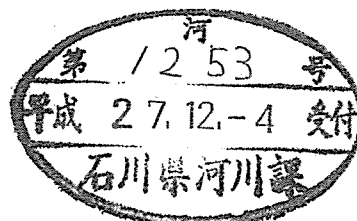
(公印省略)

梯川水系河川整備計画について (回答)

平成27年11月17日付け河第1035号で協議のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 本整備計画で堤防拡幅・築堤計画区域に含まれる小松市古府町地内には、加賀国府推定地とされる「古府シマ遺跡」「南野台遺跡」が所在します。本遺跡は地域の歴史にとって極めて重要な遺跡であり、小松市において保護と活用を目的とした調査が進められているところです。本計画の実施にあたっては、同遺跡の計画区域からの除外を含め、遺跡の現状保存が図られるよう配慮願います。
- 2 このほかにも梯川中流域には、白江梯川遺跡、一針C遺跡、漆町遺跡など、県下有数の弥生～古墳時代の遺跡をはじめ、多くの埋蔵文化財包蔵地が確認されています。本計画の実施にあたっては、これらの埋蔵文化財に対し適切な保護措置を講ずるため、事前にその取扱いについて協議願います。
- 3 また、河岸部に立地する白江梯川遺跡をはじめとする埋蔵文化財については、現堤防下～高水敷にも分布が推定されます。このため、河道流下能力確保のための堤防拡幅・築堤・河道掘削等の際には、発掘調査等の保護措置が必要となる場合があります。
- 4 なお、現在埋蔵文化財包蔵地とされていない区域についても、未知の埋蔵文化財が分布する可能性がありますので、本計画の実施にあたっては、工事中の不時発見を未然に防止するため、事前の分布調査を実施願います。



(事務担当)
文化財課
埋蔵文化財グループ
内線 5629